

政務活動費集計表(会派支出) R7年度

会派名 新 友 会 10月分

(単位:円)

研 究 研 修 費	調 査 旅 費	資 料 作 成 費	資 料 購 入 費
137,950 .	4,200 .	14,715 .	49,350 .
広 報 ・ 広 聴 費	人 件 費	事 務 所 費	そ の 他 の 経 費
18,731 .	331,250 .	26,972 .	95,700 .
合 計			678,868 .

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	✓ 令和 7年 10月 6日			
支 払 先	NTT東日本			
活動に要した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	9月分 FAX使用料	4,667円
	研究研修費		(026)229-6386	
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
	合 計			4,667円

(領収書添付欄)

電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号または
お客さま電話番号等

お客さま氏名
長野市役所 議会事
務局 (新友会) 様

金 額
2025 年 9 月分
¥ 4,667
うち、消費税別額
424円

NTT東日本株式会社

埼玉事業部

お客さまからの
料金お問い合わせ先(無料)

0120-002-992



(お客さま)

TEL 0120-002-992

通付先: 〒983-0841

仙台市宮城野区 原町

6丁目 日本郵便株式会社仙台東郵便局

私書箱2号 5

社用 101001321001 00383 00313 00*

NTT東日本料金請求書
(NTTEAST-Bill)

長野市役所 議会事務局 (新友会) 様



2025年 9月 25日発行

※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえおかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは0120-116-000(無料)

電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは0120-444-113(無料)

ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料) 携帯電話・PHSからも利用可能

日ごろ、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

お客さま電話番号等 (026)229-6386	ご請求年月 2025年 9月分	ご請求額 (Charge) 4,667 円	お支払期限 (Due Date) 2025年 10月 10日
ご請求番号			
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
NTT東日本ご利用分 (合計)	4,667 4,667	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	

●お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞利息をお支払いいただく場合があります。

料金お問い合わせ電話受付

営業時間

午前9時～午後5時

※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせていただきます。

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。

ご利用料金内訳書

お客さま電話番号等 (026)229-6386

1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【NTT東日本ご利用分】			
回線使用料 (基本料) (事務用)	4,180	合算	8月11日～ 9月10日
INS通話料	59	合算	8月11日～ 9月10日
ユニバーサルサービス料他	4	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	424		
(内訳) 消費税相当額 (合算分)	(424)		合算表示の料金を合計した4,243円に1.0%を乗じて算出しています。
(合 計)	4,667		

会派支出 ①

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	✓ 令和 7年 10月 9日			
支 払 先	(福)ながのコロニー			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	印 刷 製 本 費	角2封筒(500枚)	15,400円
	研 究 研 修 費		長3封筒(1000枚)	12,100円
	調 査 旅 費		振込手数料	330円
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計				27,830円
(領収書添付欄)				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

依頼日	07 年 10 月 09 日			私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。																						
お振込先	八十二銀行 ①			振込金額																						
	支店(営業部)(出張所)			<table border="1"> <tr> <td>百億</td><td>十億</td><td>億</td><td>千万</td><td>百万</td><td>十万</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>27</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td></td> </tr> </table>		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円							27	5	0	0
百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円																
						27	5	0	0																	
お受取人	<table border="1"> <tr> <td>①</td><td>②</td><td>④</td><td>⑨</td> </tr> <tr> <td>普通</td><td>当座</td><td>貯蓄</td><td>その他</td> </tr> </table>			①	②	④	⑨	普通	当座	貯蓄	その他	<table border="1"> <tr> <td>振込金額</td><td>当行あて</td> </tr> <tr> <td>3万円未満</td><td>330円</td> </tr> <tr> <td>3万円以上</td><td>550円</td> </tr> </table>		振込金額	当行あて	3万円未満	330円	3万円以上	550円							
	①	②	④	⑨																						
普通	当座	貯蓄	その他																							
振込金額	当行あて																									
3万円未満	330円																									
3万円以上	550円																									
ご依頼人	<table border="1"> <tr> <td>フリガナ</td> <td>フリガナ</td> </tr> <tr> <td>フクナカノフロン</td> <td>ナカノフロン</td> </tr> <tr> <td>おなまえ(漢字)</td> <td>おなまえ(漢字)</td> </tr> <tr> <td>(福) なかノフロン</td> <td>長野市議会新友会</td> </tr> </table>			フリガナ	フリガナ	フクナカノフロン	ナカノフロン	おなまえ(漢字)	おなまえ(漢字)	(福) なかノフロン	長野市議会新友会	振込手数料(消費税込) 領収済 後納 消費税率10% (左記以外) 円														
	フリガナ	フリガナ																								
フクナカノフロン	ナカノフロン																									
おなまえ(漢字)	おなまえ(漢字)																									
(福) なかノフロン	長野市議会新友会																									
日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026) - (226) - (4911)			登録番号: T3100001002833 株式会社 八十二銀行																							



請 求 書

伝票番号：0000028239

2025年10月03日

〒 380-8512
長野県長野市大字鶴賀緑町1613

長野市議会 新友会

御中

お客様コード：

社会福祉法人 **ながのコロニー**
指定就労継続支援(A型)事業所
長野福祉工場
工場長 横
〒381-8580 長野市大字
TEL 026-296-1411 FAX 02
登録番号 T2100005001691

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

受注番号	品 名	数 量	単 価	金 額	税区分
0000028706	長3封筒	1,000枚	11	11,000	

考：

口座番号 八十二銀行
J A ながの
口座名義 フク) ナガノコロニー ナガノフクシコウジヨウ

恐れ入りますが振込手数料は
お客様にてご負担願います

小 計	11,000
10%消費税	1,100
合 計	12,100

請 求 書

伝票番号：0000028238

2025年10月03日

〒 380-8512
長野県長野市大字鶴賀緑町1613

長野市議会 新友会

御中

お客様コード：

社会福祉法人 **ながのコロニー**
指定就労継続支援(A型)事業所
長野福祉工場
工場長 横
〒381-8580 長野市大字
TEL 026-296-1411 FAX 02
登録番号 T2100005001691

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

受注番号	品 名	数 量	単 価	金 額	税区分
0000028707	角2封筒	500枚	28	14,000	

備考：

口座番号 八十二銀行
J A ながの
口座名義 フク) ナガノコロニー ナガノフクシコウジヨウ

恐れ入りますが振込手数料は
お客様にてご負担願います

小 計	14,000
10%消費税	1,400
合 計	15,400

政務活動費支出命令書(会派支出)

会派名 新友会

支払日	✓ 令和 7年 10月 9日 ✓			
支払先	(株)信毎販売センターふれあいネット			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	図 書 ・ 資 料 費	信濃毎日新聞・長野市民新聞購読料 2025/7 ~ 2025/9 ✓	14, 700円
	研究研修費		振込手数料	330円
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料(購)入費			
	広報・広聴費			
	人 件 費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計				15, 030円
(領収書添付欄)				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	07 年 10 月 09 日			私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。	
お振込先	① 十二 銀行			振込金額	百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円
	支店 (営業部) (出張所)				14700
お受取人	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他 ☐ 座金引			振込手数料 (消費税込)	
	カ・シ・ン・マ・イ・ハ・ン・ハ・ン・イ・セ シ・ン・タ・ー・フ・レ・イ・ネ・ッ・ト			領収済 後納 振込金額 3万円未満 330円 3万円以上 550円 消費税率10% (左記以外)	
ご依頼人	おなまえ(漢字)			◎振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。 ◎振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。 ◎やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。 ◎手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。	
	おなまえ(漢字)			・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。 ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。 お振込はできるだけ午後2時までに依頼ください。	
長野市議会新友会 様			収入印紙 振込金・小切手 2000円以上 振込金・小切手が 5万円未満非課税 振込金・小切手が 5万円以上2000円以上 振込金・小切手が 2000円以上 振込金・小切手が 2000円以上		
日中のご連絡先(電話・携帯電話) (026)-(226)-(4911)			登録番号: T3100001002833 株式会社 八十二銀行		

380-0813
長野市鶴賀緑町
1613
長野市役所
新友会 御中

13-318-1170 / 1013237

2025年10月1日

〒381-0024
長野市南長池138番地
株式会社信毎販売センター
ふれあいネット
代表取締役社長 宮坂 博昭
Tel 026-251-1522
八十二銀行

毎度お引き立て頂き厚くお礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。

登録番号 T2100001001448

前回請求額	前回入金額	今回請求額	差引ご請求額
14,700	14,700	14,700	14,700

ご 請 求 明 細

品 名	数 量		単 価	金 額	請 求 対 象 期 間
	部数	月数			
※信濃毎日新聞朝刊	1	3	3,900	11,700	25年7月～25年9月
※長野市民新聞	1	3	1,000	3,000	25年7月～25年9月
郵送料					
補正額（軽減8%対象）					
補正額（10%対象）					
当 月 請 求 額				14,700	軽減8%対象 14,700（消費税 1,088） 10%対象（消費税）

※印は軽減税率対象商品

会派支出 ①

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	✓ 令和 7年 10月 10日 ✓			
支 払 先	(株)新建新聞社			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	図 書 ・ 資 料 費	新建新聞購読料 2025/10 ～ 2026/3	17,820円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 (購) 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	そ の 他 の 経 費			
	合 計			17,820円

(領収書添付欄)

払込金受領証

口座番号 加算金 金額 17820

株式会社 新建新聞社

380-8512
長野県長野市鶴賀緑町161
3
長野市議会 新友会

受付局日附印
07-10-10
T501000111
2730 ユラヂ

現金扱

(11298) N94250002

記帳事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。

御 請 求 書

請求No. 000121354
2025 年0月1日

〒 380-8512
長野県長野市鶴賀緑町1613

長野市議会 新友会

いつもお引立ていただきありがとうございます。
下記の通り、ご請求申し上げます。
銀行振込みをされる方へ
恐れ入りますが、振込手数料は貴社にてご負担をお願いします。
この請求書と行違いに払込済の場合はご容赦下さいませ。

御中

お客様コード: [REDACTED]

ご請求額 ¥17,820 (税込)

株式
会社

新 建 新 聞 社

代表取締役社長 三 浦 祐 成

八十二銀行 [REDACTED] 口座名義 (株)新建新聞社
長野信用金庫 [REDACTED]
長野銀行 [REDACTED]
三井住友銀行 [REDACTED]

〒380-8622 長野県長野市南県町886番地
TEL 026-234-1115 (代) FAX 026-234-3678
登録番号 : T9100001001375

請 求 明 細	金 額
新建新聞 購読 2025年10月～2026年03月分	¥16,200
10%対象額(税抜)	¥16,200
消費税(10%)	¥1,620
※印は軽減税率対象商品	合計 ¥17,820

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 7年 10月 10日			
支払先	(株)日本教育新聞社			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	図 書 ・ 資 料 費	日本教育新聞購読料 2025/10 ~ 2026/3	16,500円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 ① 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計				16,500円
(領収書添付欄)				

請 求 書

2025 年 10 月 3 日

長野市議会 新友会

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役 小林 幹 長

東京都港区白金台 3-2-10

電話 03 (3280) 7008 (代表)

《お支払い先》

・振替払込

・銀行振込

みずほ銀行

・口座名義

株式会社日本教育新聞社

合計請求額

16,500 円

読者コード

請求書番号

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				16,500 円	2025/04-2025/09
今回入金額				16,500 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	6ヶ月分	16,500 円	2025/10-2026/03
合計請求額	日本教育新聞	1部	6ヶ月分	16,500 円	2025/10-2026/03

振替払込請求書兼受領証 (振込金 (兼手数料) 受領書)

日本教育新聞社		千 百 十 万 千 百 十 円	
振込先		1 6 5 0 0	
銀行		支店	
ご依頼人		長野市議会 新友会	
料 金		円	
備 考		7.10.10-11288	

(ゆうちょ銀行)

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	✓ 令和 7年 10月 16日			
支 払 先	(株)蔦友			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	事 務 費	トナーキット (ブラック、イエロー、マゼンタ、シアン)	67,320円
	研究研修費		振込手数料	550円
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他○の経費			
合 計				67,870円
(領収書添付欄)				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)

振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

依頼日 07 年 10 月 16 日

私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。

お振込先 ① 八十二銀行 ① 支店 (営業部) (出張所)

預金種目 ① 普通 ② 当座 ③ 貯蓄 ④ その他

お受取人 フリガナ カ・ツタトモ

おなまえ(漢字) (株) 葛友 様

フリガナ ナカノリキカイ

おなまえ(漢字) 長野市議会新友会 様

日中のご連絡先(電話・携帯電話) (026)-(226)-(4911)

振込金額 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円

67300

振込手数料 (消費税込)

領収済 後納

振込金額 3万円 未 330円

3万円 550円

消費税率10% (左記以外)

円

- ◎振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。
- ◎振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- ◎やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ◎手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。

- ・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。
- ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。
- ・お振込はできるだけ午後2時までに依頼ください。



登録番号: T3100001002833

株式会社 八十二銀行

4223②

長野市議会 新友会 様

得意先CD

八十二銀行

大豆島字中ノ島29
14-3311
14-7750

		
---	---	---

[illegible]

隨時

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 7年 10月 16日			
支払先	(株)電 算			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	インターネット接続料ほか 9月分	3,146円
	研究研修費		振込手数料	330円
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
			合 計	3,476円
(領収書添付欄)				

電信扱

[illegible]

登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

御 請 求 書

380-0813

長野市議会 新友会

様

請求番号 S25005809007 001 頁
2025 年 09 月 30 日発行

≡ 380-0904

長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6



株式会社 電 算

代表取締役社長 轟 一太

TEL 026 (224) 6666

下記のとおりご請求申しあげます。

件名 50819 インターネット
令和7年09月分

ご請求金額 ¥3,146- /

お支払期限 2025 年 10 月 31 日

登録番号 T1100001002083

お振込み先

◆八十二銀行〈銀行コード〉0143

(株)電算

上記の口座にお振込ください。

[illegible]

avis 総合案内

TEL 0120-551475 (フリーコール)

平日 9:00~18:00(土・日・祝日は除く)

10%対象

3,146 (消費税

286)

お知らせ

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	✓ 令和 7年 10月 17日			
支 払 先	(株) 蔦友			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	資 料 作 成 費	賃 借 料	議員用パソコンリース料(R7.9月分)	5,720円
	〃	〃	共用複合機リース料(R7.9月分)	3,300円
	〃	事 務 費	共用複合機使用料(R7.9月分)	5,695円
	事 務 所 費	賃 借 料	事務員用パソコンリース料(R7.9月分)	11,440円
	〃	〃	会派用複合機リース料(R7.9月分)	13,200円
	〃	〃	シュレッダーリース料(R7.4～R7.9)	1,782円
	〃	〃	振込手数料	550円
			合 計	41,687円

(領収書添付欄)

電信報

5
収入印紙
200円貼付
7. 10. 200円貼付
長野市役所
3. 商店・本人あての場合
すべて200円貼付

登録番号：T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

締切日付 2025/ 9/30
得意先CD

長野市議会 新友会 様

〒 381-0022
長野市大字大豆島字中ノ島2923
TEL (026) 214-3311
FAX (026) 214-7750
取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

今 回 御 買 上 額 [B]			
差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計
	15,600	1,560	17,160

今回御請求額	
[A]+[B]	
	17,160

		

[illegible]

※：軽減税率対象品目

隨時

得意先CD 

社 鷺 友
大 豆 島 字 中 / 島 292
4-3311
4-7750

取引銀行

		

繰越額 [A]				今回御買上額 [B]		
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計
				3,000	300	3,300

[illegible]

隨時

隨時

長野市大字鶴賀緑町1613番地

得意先CD

大豆島字中ノ島292
14-3311
14-7750

長野市大字大豆島字中ノ島2923

FAX (026) 214-7750

取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

[illegible]

隨時

長野市議会 新友会 様

得意先CD

登録番号 T5100001002030

大豆島字中ノ島2923
14-3311
14-7750

		

隨時

賃貸借契約書

長野市議会 新友会（以下「発注者」という。）と株式会社 蔦友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

明光シュレッダー V 2 3 1 1 台

（契約期間）

第2条 契約期間は令和6年10月1日から令和7年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金は月額270円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金の100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。
受注者は、6カ月ごとに賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は長野市議会 新友会とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

（契約の解除）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- （2） この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- （3） 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

(4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成8年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。

2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。

4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

（機器の返還）

第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。

2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

（協議等）

第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

（紛争の解決）

第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と

受注者がそれぞれ負担する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和6年10月1日

発注者

長野市大字鶴賀緑町1618番地
長野市議会新友会
会長 寺沢さゆり

受注者

長野市大字中ノ島2923番地
株式会社 葛友
代表取締役 岡井秀晴